

# 介護分野におけるA I, I C Tの活用に向けた検討状況

## 【骨太方針2020における関係記載】

### 第3章 「新たな日常」の実現

#### 4. (1)①「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等 (略)

感染症の下、介護・障害福祉分野の人手不足に対応するとともに、対面以外の手段をできる限り活用する観点から、生産性向上に重点的に取り組む。ケアプランへのAI活用を推進するとともに、介護ロボット等の導入について、効果検証によるエビデンスを踏まえ、次期介護報酬改定で人員配置の見直しも含め後押しすることを検討する。介護予防サービス等におけるリモート活用、文書の簡素化・標準化・ICT化の取組を加速させる。医療・介護分野のデータのデジタル化と国際標準化を着実に推進する。

## 【AI, ICTの活用に関する介護報酬改定等の検討状況】

- 介護分野におけるAI, ICTの活用については、介護現場の生産性向上の取組を進めるため、
  - 地域医療介護総合確保基金を活用したICT・ロボット導入支援等に必要な予算を要求しているほか、
  - 令和3年度介護報酬改定の議論の中で検討を進めていくこととしている。
- 令和3年度介護報酬改定については、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において議論を行っているところ、分野横断的なテーマを設定し議論(※)しており、介護分野におけるAI, ICTの活用については、「介護人材の確保・介護現場の革新」の中で議論を進めている。  
(※)「介護人材の確保・介護現場の革新」については、分野横断的テーマとして、第175回介護給付費分科会(令和2年6月25日開催)、第186回介護給付費分科会(令和2年9月30日開催)で議論しているほか、特養等の関係する各サービスを議論する回においても議論している。
- 介護報酬における介護現場の革新については、基本的な視点として、介護サービスの質を確保した上で、ロボット・ICTの活用や、文書負担軽減・手続き効率化等による業務効率化・業務負担軽減を推進していくという視点に立っており、引き続き介護給付費分科会において検討を進めていく。

## 【今後の予定】

- 地域医療介護総合確保基金を活用したICT・ロボット導入支援等について、引き続き必要な予算の確保に努めていく。
- 令和3年度介護報酬改定については、介護給付費分科会において、年末の取りまとめに向けて議論を進める。

# 介護ロボットやICTに関する主な指摘・各種決定

## ○ 「令和元年第9回経済財政諮問会議」(令和元年10月28日)

(有識者議員提出資料)

### 5. 介護現場の生産性向上

ICT や介護ロボット等への投資を加速し、その有効な活用を促していくことで、低い伸びにとどまる介護分野の生産性を高めていくべき。

- ・平成30年度介護報酬において、見守り機器の導入を促進するための夜勤職員配置加算が導入されたが、利用割合は6%程度にすぎない。原因を明らかにし、より大胆な配置基準の見直しや導入支援の拡充、加算の強化等を進め、効率化を進めるべき。

## ○ 「全世代型社会保障検討会議(第6回)」(令和2年2月19日)

(介護サービスの生産性向上に関する論点)

### 1. 介護サービスにおけるテクノロジーの活用

- ・介護分野の人手不足や介護サービス需要の伸びに対応するため、テクノロジーを活用し、介護サービスの質と生産性の向上を進めるべきではないか。

(注)施設介護事業所について国が定める人員配置基準は、入居者3人当たり職員1人以上(3:1)であるが、介護サービスの質を確保するため、実際の平均値は2:1である。介護サービスの質を保ちつつ、業務改善や、見守りセンサー・ケア記録の電子化・インカム等の活用により、2.8:1を実現する先進施設も存在。

- ・先進事例の全国展開を進めるため、見守りセンサー・インカムの導入やWi-Fi工事等を支援対象に追加するとともに、現場のニーズに応じて補助上限の引き上げを可能とするなど、支援を強化すべきではないか。
- ・今後、3:1の人員配置や更なる生産性向上を実現するためには、AIを活用したケア記録の自動化など、もう一段のイノベーションが必要。このため、現場のニーズに合った機器の開発・実証を支援すべきではないか。
- ・また、効果に関するエビデンスを確認し、不断に介護報酬や人員配置基準について見直しを図るべきではないか。

## ○ 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

### 6 ICT・ロボット・AI等の導入推進

- b 介護支援専門員のモニタリング訪問、サービス担当者会議については、テレビ会議、ビジネスチャット等のICT活用による訪問等の代替を含めた業務負担軽減について検討する。

## ○ 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

(医療・介護分野におけるデータ利活用等の推進)

感染症の下、介護・障害福祉分野の人手不足に対応するとともに、対面以外の手段をできる限り活用する観点から、生産性向上に重点的に取り組む。

# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

- 介護ロボットの普及に向けては、**各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用**し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。
  - ① **介護ロボットの導入補助額の引上げ（移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円）**
  - ② **見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ（1事業所あたり上限750万円）**
  - ③ **1事業所に対する補助台数の制限（利用者定員の2割まで）の撤廃**
  - ④ **事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し（事業主負担は設定することを条件）**
- 令和2年度補正予算の拡充について、引き続き令和3年度も継続要求する。

	令和元年度	令和2年度 (当初予算)
介護ロボット導入補助額 (1機器あたり)	上限30万円	上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (Wi-Fi工事、インカム) (1事業所あたり)	—	<b>拡充</b> 上限150万円 ※令和5年度までの実施
補助上限台数 (1事業所あたり)	利用定員1割まで	<b>拡充</b> 利用定員2割まで ※令和5年度までの実施
事業主負担	対象経費の1/2	対象経費の1/2

更なる拡充

令和2年度（補正予算）	
○ <b>移乗支援</b> (装着型・非装着型)	<b>上限100万円</b>
○ <b>入浴支援</b>	上限30万円
上記以外	上限30万円
<b>上限750万円</b>	
<b>必要台数 (制限の撤廃)</b>	
<b>都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件)</b>	

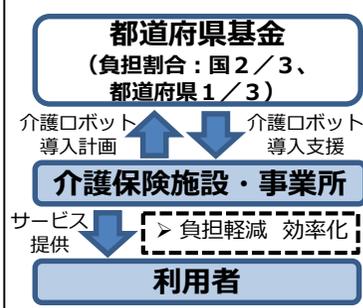
## 対象となる介護ロボット

➤ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

- 装着型パワーアシスト ○ 非装着型離床アシスト ○ 入浴アシストキャリア ○ 見守りセンサー



## 事業の流れ



## 実績（参考）

- 実施都道府県数：46都道府県（令和元年度）
- 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1
58	364	505	1,153	1,645

(注) 令和元年度の数値はR2.1月時点の暫定値  
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

令和3年度要求額 地域医療介護総合確保基金 82.4億円の内数

※ 令和2年度予算 82.4億円の内数

目的…介護事業所の業務効率化を通じて、訪問介護員等の負担軽減を図る。

対象…介護事業所(介護保険法に基づく全サービス)

## 要件

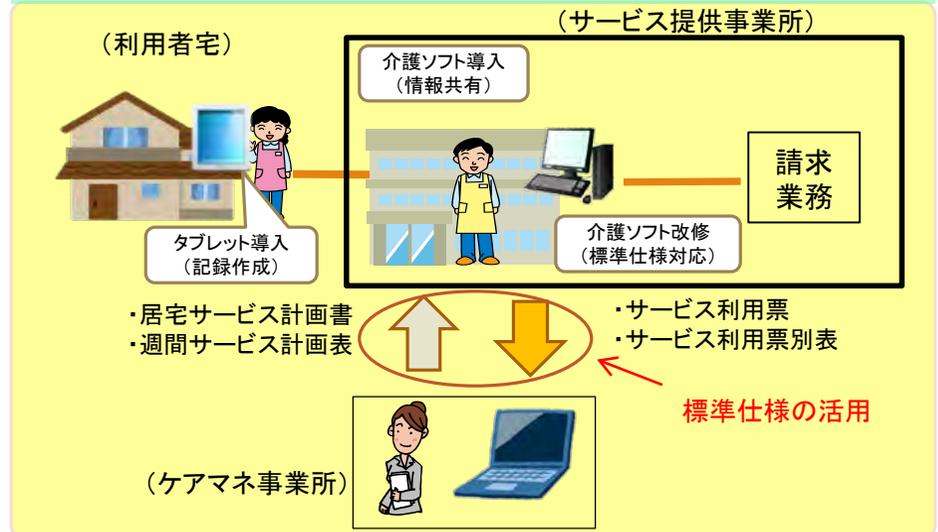
- 記録、情報共有、請求の各業務が**一気通貫**になる
- ケアマネ事業所とのデータ連携に**標準仕様**の活用
- CHASEによる情報収集に対応
- 導入事業所による他事業者からの照会対応
- 事業所による**導入効果報告**等

## 令和3年度

- 令和2年度補正予算の拡充について、引き続き令和3年度も継続要求する

	補助上限額	補助率	補助対象
令和元年度	30万円 (事業費60万円)	1/2 国1/6 都道府県1/6 事業者3/6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護ソフト</li> <li>● タブレット端末</li> <li>● スマートフォン</li> <li>● インカム</li> <li>● クラウドサービス</li> <li>● 他事業者からの照会経費等</li> </ul>
令和2年度	事業所規模(職員数)に応じて設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1~10人 50万円</li> <li>● 11~20人 80万円</li> <li>● 21~30人 100万円</li> <li>● 31人~ 130万円</li> </ul>	都道府県が設定 ※事業者負担を入れることが条件	
令和2年度補正	事業所規模(職員数)に応じて設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1~10人 <b>100万円</b></li> <li>● 11~20人 <b>160万円</b></li> <li>● 21~30人 <b>200万円</b></li> <li>● 31人~ <b>260万円</b></li> </ul>		上記に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>● Wi-Fi機器の購入設置</li> <li>● 業務効率化に資するバックオフィスソフト(勤怠管理、シフト管理等)</li> </ul>

事業所内のICT化(タブレット導入等)により、介護記録作成、職員の情報共有~請求業務までが一気通貫に



<例:訪問介護サービスの場合>

# 介護報酬について

- 介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者又は要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。（介護保険法第41条第4項等）

## 介護報酬の基本的な構造

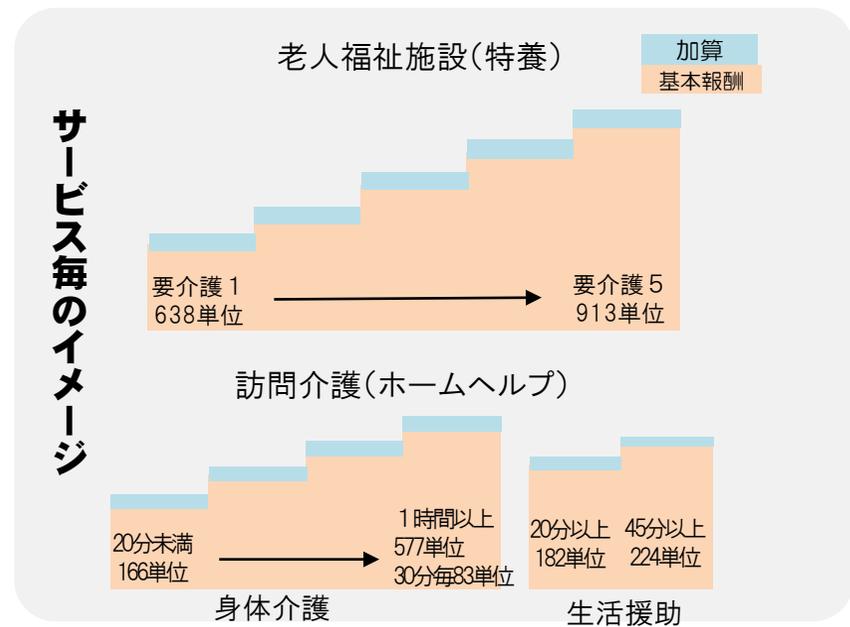
### 介護報酬の構造

#### 基本報酬

（基本的なサービス提供に係る費用）

#### 加算

事業所のサービスの提供体制や  
利用者の状況に応じて評価



※ 介護保険法（平成9年法律第123号）

第41条（略）

4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用(略)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(略)の百分の九十に相当する額

二 (略)

# 介護ロボットの活用の促進 (平成30年度介護報酬改定)

- 前回の介護報酬改定において、介護ロボット活用に関する介護報酬の見直しを行った。
- 具体的には、特別養護老人ホーム及びショートステイにおける夜勤職員配置加算について、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に、通常「1名分の人員を多く配置」することが必要なところ、「0.9名分の人員を多く配置」することで足りることとした。
- ただし、その際、以下の要件を満たすことが必要。
  - ① 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。
  - ② 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

通常の夜勤職員配置加算の要件	見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件
<ul style="list-style-type: none"><li>• 夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること。</li><li>• <u>入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。</u></li><li>• <u>施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</u></li></ul>